（驛遞局認可）　（日曜日休刊）　（定價金三錢）

時事新報

第千三百十八號
明治十九年七月三日　土曜日
舊丙戌六月朔日（甲子）
日出午前四時四十九分
日入午後七時十八分
月出午前六時零六分
月入午後八時十九分
滿潮午前六時十五分
　　午後六時三十七分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報

劇場改良の說（前號の續）

我輩は我國劇場の改良せざる可らざる次第を陳じて扨て顧みて其俳優社會を見渡せば更に又感嘆せざるを得ず一概には言ひ難けれども西洋諸國の俳優中には相應に學識を具へ肉體精神の働を外面に發表するの心理生理の學則に照らすものなきに非ず世間の人も此流の人物を見て畫工小說家等と同功の者ありと爲すが故に俳優社會の品格自から高く隨て劇場の地位も高くして恰も貴女紳士會同の席となり彼の紳士が燕尾服を着用し貴婦人が帽を脫して見物するが如き直に俳優に呈するの禮儀にあらずとするも自から演劇の場所柄を重んじて觀客相互に慇懃の意を表するものより外ならず之に引替へ我日本國の俳優は社會に對して其地位甚だ卑く位地卑きが故に身の責任も亦甚だ輕く其仲間一帶の空氣自から汚れて社會上流の貴女士君子は其人を近づけず唯これを幇間藝娼妓の間に置きて名敎外の輩なりと爲して捨て、顧る者なし左れば下等の觀客中には向ふて鉢卷諸肌脫ぎの無禮を冒すあるも之を咎る者なく上流心ある人物にても俳優の藝をば見物すれども其人と爲りを知りて其技藝を尊敬するに非ず其これを見物するや俳優は活物なり人形は死物なり活物の活動は死物の運轉よりも面白しと云ふ位の品評に止まりて之を度外に置きし遂に今日下流婦女子の翫具と爲りたるも俳優無識の罪居多なりと云はざるを得ず又一方を顧みれば彼の戲作者とて狂言の趣向を案ずるものも亦甚だ淺薄無識にして固より日進文明の考なく滿腦の想像書は其模範を封建時代に取るが故に勸善懲惡の趣旨は儒敎主義より來り孝子の孝は敵討に由て現はれ、忠臣の忠は切腹を以て著しく、美人薄命、才子落魄、奸臣顯はれて寶物を匿す忠義の士ありて之を詮索する等劇場に叫喚奔走するものは悉く封建時代の遺物にして今の文明世界の人を樂ましむるに足らず開化の世事にはあらざるもなき瑣細なる事に入れ命を捨て、此處に死神の亡靈出づれば、彼處に金比羅の御利生現はれ、切腹したるものが一時間にも涉る長物語を爲す等正旦淨丑何程に愁嘆場を演ずるも我々は俳優が自から信じて眞面目に斯かる兒戲を演ずるかと思へば餘り馬鹿らしさに呆然として其愁嘆を感ずる能はざるなり蓋し我國にても古人は此邊に着眼して說を作したるものなきにあらずと雖ども人文未だ開けず思想簡單にして感覺遲鈍なる世に在ては悲歡哀樂の極端を示すにあらざれば人を動かすに足らず、極端は馬鹿らしきものにあらざれば面白からず、若しも強ひて其趣向を變ずれば八珍の料理に鹽味を除きたるが如く無味殺風景なる可きが故に止むを得ず舊套を襲で遂に今日に至りしことなれども今や日本は舊日本にあらず西洋文明の主義は有形無形百般の世事を支配して人の思想も次第に繁多にして隨て緻密なる時勢に赴きたれば演劇の仕組も此時勢人情に從て大に面目を改ること當然の順序なる可し觀客の面目は漸く改まりて演劇の面目は依然たり事の順なるものに非ず左れば最早今日にして金比羅の御利生怨靈の怪異等を省くは勿論、少しく人事に近くしても忠臣が君のために切腹するの代りに志士が國のために獨立の正義を唱るなどの趣を演ずるか或は男女の關係あれば道行情死欠落等直接に肉交の痴のみを語らずして進んで情交の優美温潤なる姿を寫す等兎に角に今の開明の風潮に伴ふて相戾らざるの工風こそ專一なれ即ち演劇の改進にして啻に社會のために願ふ可きのみならず當局者たる作者又俳優の身のためと謀りても末代の榮譽なる可きなり

劇場に於て觀客を泣かしめ笑はしめ悲喜交も〳〵至り身其實境に接して其實物を目擊するの想あらしむるは俳優の技倆の巧拙如何に在ること固より言を俟たざれども諸道具の配置宜しきを得て野景なれば遠山近樹の風致其眞に逼り屋内の模様なれば器具陳列品等の工合實際を寫し觀客をして身を其境に置くの想あらしむること肝要なり西洋の小說家が旅客路に迷ふて賊の巢窟に踏み入る杯の趣を敍するに深山幽谷の模樣を寫し途上の景致を寫し尙は其眞に逼まるを期して實地に就て幽谷の草木花卉等を取り調べ之を記して喝采を博したることありし由なるが演劇に於ても亦此工夫なかる可らず先年英國倫敦府の演劇を觀たる人の話に狂言の趣向は姑く置き當日最も目新らしかりしは野景の一齣にして樹陰深き處に一橋あり橋下の飛湍白沫を噴き村外望斷ゆるの邊に尖塔の樹梢を出づるあり遠近度に合ひて觀客の神魂既に野外に在り斯くて遙か隔たる岡阜の上に一頭の鹿の橫臥するあり觀客視て以て畫中の物と爲せしが既にして鹿は運動を始め豆人寸馬の間より次第〳〵に舞臺の前面に步し來るを見れば器械的の物に非ずして手馴らしたる生鹿にてありしと云ふ我國の演劇にては俳優の運動を專一として舞臺の景致に意を用ること尙は未だ至らざる故か興味索然役者の絶技も其光彩を放つこと能はざる者多きは甚だ遺憾なりと云ふ可し此等の欠典を求めて今の劇場を改良せんとすれば種々の方案ある可しと雖ども先づ第一に要するものは資本なり此資本を得んとすれば借金芝居の弊風を一掃して新劇場を開創せざる可らず我梨園の當局者は果して此覺悟ありや否や苟も此覺悟あらば我國の劇場を改良して都會の壯觀を添ふること亦至難の業にあらざる可し（畢）

官報

○閣令第二十二號

海軍主計學校官制ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年七月一日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

海軍主計學校官制

○第一條　海軍主計學校ハ海軍大臣ノ管理ニ屬シ主計官トナルヘキ生徒ヲ敎育スル所トス

○第二條　主計學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長　一人　主計大監
敎授　八人　主計官或ハ屬專務五人兼務三人
監事　三人　敎授ノ內之ヲ兼ヌ
計算課長　一人　屬

○第三條　校長ハ海軍大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ總理ス

○第四條　敎授ハ校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ敎授ヲ掌ル

○第五條　監事ハ校長ノ命ヲ承ケ生徒ヲ監督ス

○第六條　計算課長ハ校長ノ命ヲ承ケ校內會計及庶務ヲ掌ル

○第七條　第二條ニ揭クル職員ノ外屬員トシテ判任官若干人ヲ置ク

●虎列刺

流行地	月日	新患者	新舊死亡
京都府	六月廿九日	二十三人	二十二人
（但シ上下兩京區ニ新患十七人新舊死亡十五人）			
兵庫縣	同	四十二人	三十一人
（但シ神戶區ニ新患十三人新舊死亡十三人）			
岡山縣	同	二十一人	七人
廣島縣	同	四十人	二十七人
和歌山縣	同	四人	六人
愛媛縣	同	十五人	六人
合計		新患百四十五人	新舊死亡九十九人
大坂府	六月三十日	百七十四人	百十八人
（但シ四區西成郡ニ新患九十一人新舊死亡六十七人）			
京都府	同	三十一人	十七人
（但シ上下兩京區ニ新患二十三人新舊死亡十七人）			
兵庫縣	同	十九人	十五人
（但シ神戶區ニ新患十一人新舊死亡七人）			
岡山縣	同	十三人	十九人
和歌山縣	同	六人	三人
愛媛縣	同	十六人	十八人
合計		新患二百五十九人	新舊死亡百八十二人

○流行地外虎列刺　神奈川縣橫濱區去月三十日新患八人、同死亡一人」新潟縣去月二十一日ヨリ二十七日迄新患二人、同死亡一人」群馬縣本月一日舊患死亡二人」茨城縣去月二十八日新患一人翌日死亡」長野縣去月二十九日新患一人」愛知縣去月二十七日二十八日新患五人、新舊死亡五人」三重縣去月二十九日新患六人、新舊死亡五人」石川縣去月二十六日二十七日新患二人、同死亡一人」德島縣去月二十九日新患一人ナリ（神奈川外八縣報告）

（以上本年七月二日官報）

雜報

○振精組公判第六回（前號の續）（スシ）森田より振精組の荷爲替劵を持參して此丈けの金員を借用し度旨申入れたり而して其荷爲替劵は第七十四國立銀行の荷爲替劵なりし其時自分は森田と相談の上相當と認めたれば振出し切手を森田へ渡し其切手を直ちに銀行へ支拂ひ猶荷物を充分注意の上引取來る可き旨を命せり（增）振精組の取引に關し特別なる取扱を爲したる理由如何（スシ）獨り振精組のみ特別の取扱を爲したるに非らず（增）振精組へ貸附の時は七十四銀行の荷爲替劵と同一の金額なるや（スシ）同一なりと思ふ（增）森田孝平と相談の上なるや（スシ）然り（增）原善三郎と取引ありや（スシ）有り併し賣買のみにて抵當取引もなりし（增）森田を信用して居て最初告訴せざりし理由如何（スシ）警察署の屆けは知らず告訴せしは同時と思へり（增）詐僞の發覺せし時直ちに佛國銀行へ知らせしや（スシ）其翌朝報知せり（增）銀行より貸附金の催促を受けしことありや（スシ）なし（增）森田を告訴せしは銀行より詐僞の說明を求められ不得止申譯の爲め訴へたるにならざる乎（スシ）森田を訴へしは更に銀行と關係なし（增）詐僞の發覺せし時誰か日本の商人は居合せしや又相談せしことありや（スシ）居合さず相談せず（增）抵當品を貸出せしことは原告人自身承知の上なるや（スシ）然る時と否らざる時とあり（增）仮令其時は知らざるも後にて聞きたる上は承諾せしならん（スシ）承諾せしと限らず（增）森田の給料一年三百九十圓の外猶森田の所得ともなる可きことありしや（スシ）荷造りに付き幾分かの利益ありしならん（增）其は許し置きたるや（スシ）僅かの事なれば敢て問はざりし（增）僅かの所得は關係せざりしや（スシ）然り（增）貸付金の利子は何程（スシ）年一割なり（增）一割の餘分を番頭森田の取り居たる場合には如何禁じ置きしや（スシ）格別禁せざるも取る可きものにあらず（增）森田の取り居たる口錢は告訴に就き請求せる覺悟あるや（スシ）未だ決定せず（增）其事の善惡は兎もあれ番頭の口錢を取ることに付禁制し置きたるや（スシ）判然せず（增）僅か一箇月三十圓位の給金にて番頭を勸め居たるのことは何か他に所得ある故ありと思はざりしや（スシ）其邊のことは知らず（增）森田へ定額給料の外他に賞與せしものありや（スシ）三百九十圓中に含めり（增）三枚の振出し切手の金員は森田より受取りしや（スシ）其中三萬三百弗は受取り千五百弗は貸分になれり（增）其三萬三百

弗は如何せ
ツリー、ノー
ト（抵當預）せ
より返金あ
ざるを得ざれ
り（增）返金せ
りなく他へ抵
とと思ふや（
き置きたる
告げ證書へ
らざるべき（
要ありと思
猶他に抵當
十四銀行の
しと思ふや（
系は一時振
へ持ち込み
せず、此の
質問あり（
や（スシ）判
高木より申
もあらんが
りの問に對
書を差出し
り借入きし
振精組より
あり何の爲
を要せるこ
分へ取れり
（增島）高木
何時頃なる
以來百七十
や（高）生糸
銀行商館等
る利益金な
る際受取書
入れず（增
きす（增）森
（高木）巴里
ものなるや
零八厘の利
七十七番館
は何程なる
七番館へ支
等を順次質
す、次に大
が被告人等
め東京に於
終に贋造品
は甚だ殘念
召喚を願ひ
との遠慮よ
れば事故な
日東京にて
おて上京せ
たる故終に
此事を思ふ
（增）併しな
隨分申出で
なるものは
なりしなら
事は然らん
作りたる旨
松の兩人は
警部の問ふ
尋ありたし
玉、森田、大
交も相起つ
よりて作ら
兒玉、山本
ありし末、
告人より請
先づ閉廷午